

事 務 連 絡
令和 8 年 〇 月 〇 日

保険医療機関 開設者 様
保険薬局 開設者 様
指定訪問看護 事業者 様

中国四国厚生局指導監査課長
中国四国厚生局〇〇事務所長

ベースアップ評価料等に係る診療報酬請求について

貴保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護ステーションが請求された、令和 8 年 6 月及び 7 月診療分の診療報酬のうち、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」、「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）」、「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）」、「入院ベースアップ評価料」、「歯科技工所ベースアップ支援料」、「調剤ベースアップ評価料」及び「看護職員処遇改善評価料」のいずれかについて、令和 8 年 6 月及び 7 月に当局において受理した施設基準と、診療報酬の請求内容が一致していない可能性がありますので、お知らせいたします。

貴保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護ステーションにおかれましては、受理された施設基準と、実際に請求した診療報酬請求内容を改めて確認いただき、8 月診療分以降の診療報酬請求に当たっては、受理された施設基準に基づいて請求を行っていただくよう、お願い申し上げます。各保険医療機関等において受理された施設基準については、当局のホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

別途、審査支払機関からも同趣旨の連絡がある可能性がございますので、ご承知置きいただけますと幸いです。

以上、何卒よろしくお願い申し上げます。

【参考：施設基準届出の受理状況の掲載先 URL 及び QR コード】

(URL:<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/chousaka/shisetsukijunjuri.html>)



【問い合わせ・届出先】